

# 七国中学校 生活指導の基本方針

## 1 基本的対応

- ① 初期対応を、素早く、丁寧に行う。
- ② 終着点を見据えた指導を行い、最後までやりきる。
- ③ 「いけないことはいけない」と事実で迫り、広い視野で捕らえる。
- ④ 全体に投げかけた場合は、その結末や評価を全体に返す。
- ⑤ 失敗してしまった生徒の内面・背景に立ち返る。
- ⑥ 学校生活のきまりや約束違反などは、見逃さず。その場で指導する。
- ⑦ 事故や問題行動の対応は、複数対応を基本とする。
- ⑧ 事実の流れ、指導の経過は記録として残しておく。

## 2 指導体制

的確な現状把握（役割分担・聞き取り）→ 背景・要因の把握  
→ 共通理解（情報共有）→ 指導方針（指導の重点、指導方法の確認）  
→ 指導（指導経過の共有、生活指導主任への報告）  
→ 総括（保護者連絡、職員への周知）

- ① 学級担任・学年での対応
  - ・日常的な生徒指導はこれを基本とする。
  - ・問題行動については担任一人で抱え込まずに学年主任を中心に学年で取り組む。
  - ・必要に応じて生活指導部と連携する。
- ② 学級担任・学年主任・生活指導主任での対応
  - ・暴力、施設破壊、他学年を含む事件や問題行動の場合。
  - ・問題に関係した生徒数が多い場合。空き時間などで学年職員だけの対応が難しい場合。
- ③ 学級担任・学年主任・生活指導主任・管理職での対応
  - ・重大な問題行動を起こした場合。触法行為として警察が事件で対応した場合。
  - ・再三の指導に従わず、問題行動を繰り返し起こした場合。
  - ・対外的な事件、学校間のトラブルなど。
  - ・保護者との連携が困難な事案。

### 3 問題行動発生時の措置 問題行動防止に向けて

「始まりのサインを見落とさない」（芽は小さいうちに摘み取る）

- ①いつ
- ②どこで
- ③誰と誰が
- ④何をして
- ⑤どうなったか
- ⑥どのような理由で

- ① 教職員全員で生徒を見守る。
- ② 教室や廊下などの環境整備に努める。
- ③ 生徒に寄り添った丁寧な指導を心がける。

### 4 体罰の防止に向けての取り組み

◎ 厳しい叱責や恐怖を与えるような指導、及び体罰は絶対にしない。

- ① 教員研修を行い、体罰や不適切な指導を行さないよう教員の意識を高める。
- ② 標語を職員室に掲示して、常に体罰防止を心がける。
- ③ 毎月、体罰防止セルフチェックシートを全教員が記入することで、日頃の指導を振り返る。
- ④ 生活指導は組織的に行い、聞き取りや指導の場面は、必ず複数で対応する。
- ⑤ 日頃から、指導に関して報告・連絡・相談をしやすい雰囲気醸成する。